

[会場づくりについて]

- ・政府、および地方自治体の示す指針に従い開催、および開催方法を決定する。
- ・2021年1月14日現在、北海道庁の示す指針は以下の通りである。

これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人の間隔[1m]を設けるよう促すこととし、当該感覚の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件(感染防止策)

- ① 身体的距離の確保
 - ・移動時の適切な対人距離の確保(誘導人員の配置等)
 - ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ② 密集の回避
 - ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信
 - ・誘導人員の配置
 - ・時差・分散措置を講じた入退場
- ③ 飲食制限
 - ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 - ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 - ・過度な飲酒の自粛
- ④ 大声を出さないことの担保
 - ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
- ⑤ 催物前後の行動管理・イベント前後の感染防止の注意喚起
 - ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
- ⑥ 連絡先の把握
 - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底
 - ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

沿道からの観覧制限、観覧スペースの人数制限を行う

防犯用カメラによる常時監視、スタッフ配置の見直し、時差退場の運営、人数管理できない観覧エリアの制限

北のふーどパークの運営方法検討、踊り子の給水方法検討、飲酒に関する注意喚起

声援方法検討、踊り子の掛け声についてガイドライン作成

本祭期間中の参加者の行動様式注意事項作成、観客の感染予防呼びかけ

チケット販売業者との連動、観客のトレース方法検討

【大通会場について】

- ◆大通パレードの9、10丁目演舞会場中止
- ◆ワオドリスクエア会場中止
- ◆パレード観客席の飛沫対策シート等の設置
- ◆パレード演舞の演舞間隔検討(休憩に十分な時間)
- ◆観覧エリアではない箇所の入場規制(樹林帯等)
- ◆北のふーどパークの開催方法検討

観客席等による観客数制限に対応
無作為に人が触れ合う可能性の有る会場の中止を方針とする



【踊り子の行動様式について】

- ◆移動時のマスク着用必須(演舞時は任意)
- ◆演舞における身体的接触のある演出の禁止
- ◆祭り当日チームでの打上等大規模な宴会禁止
- ◆飲料の回し飲みやその他備品の共有を避ける
- ◆公共交通機関での移動におけるガイドラインを作成

今後、踊り子の祭り期間中の行動様式についてより深く想定し、対策、ガイドラインを設けることとする。